

## 好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金 審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金実施要領(以下、「実施要領」という。)第7条第2項の規定に基づき、好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、採択事業の決定に関し適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる者とし、秋田県産業労働部長が委嘱する者をもって構成する。委員は5人以内とする。

- (1)秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室長
- (2)秋田県 産業技術センターに属する者
- (3)公益財団法人あきた企業活性化センターに属する者
- (4)学識経験者(大学教員等)
- (5)金融機関に属する者

### (審査の方法)

第3条 審査は、申請者から提出された採択申請書及び事業計画書のほか、知事が必要と認める書類の内容について次条に定める審査基準により書類審査で行う。

### (審査基準)

第4条 事業計画は、事業化等への展開可能性等の観点から、次の基準で審査する。

#### (1) 審査項目

##### ①事業の目的と取組の具体的内容

- ・事業の目的や課題が明確であり、取組について具体的に計画されているか。

##### ②研究開発の必要性

- ・研究開発の必要性は、市場のニーズ等に対して適切か。

③事業期間で設定する特性・目標値の適切性

- ・事業期間において設定する特性や目標値に合理性があり適切か。

④事業実施体制

- ・事業遂行に必要な十分な実施体制が構築されているか。

⑤受注等の可能性

- ・受注又は生産性向上等に向けた見通しに具体性があるか。

⑥事業実施スケジュール

- ・事業を遂行するにあたり、適切なスケジュールを組んでいるか。

⑦事業経費の妥当性

- ・研究開発のために、適切な経費が計上されているか。

(2) 評価点数

項目別に5段階の評価とし、次の点数により得点を付与する。

| 点数 | 内容        |
|----|-----------|
| 5  | 特に優れている   |
| 4  | 優れている     |
| 3  | 普通        |
| 2  | 劣っている     |
| 1  | 明らかに劣っている |

(3) 採択事業の決定

各委員の審査合計点を合算し、平均点が3点以上の事業に対して、採択を決定する。

(審査結果の通知)

第5条 審査結果については、実施要領第8条第4項に基づき、申請者に対して速やかに通知する。

(補則)

第6条 この要領で定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、令和7年6月20日から施行する。